

# 白岡市立小・中学校校庭夜間照明施設管理規則

(昭和63年3月15日教委規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、白岡市立小・中学校校庭夜間照明施設（以下「夜間照明施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置箇所)

第2条 夜間照明施設の設置箇所は、次のとおりとする。

設	置	箇	所
白	岡	市	立
西	小	学	校
校	庭		
白	岡	市	立
南	小	学	校
校	庭		

(管理)

第3条 夜間照明施設は、白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の制限)

第4条 夜間照明施設は、次の各号に定める場合には、使用することができない。

- (1) 学校行事に使用するとき。
- (2) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(使用時間)

第5条 夜間照明施設の使用時間は、午後6時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用者の範囲)

第6条 夜間照明施設を使用することができるもの（以下「使用者」という。）は、白岡市内に在住し、又は在勤する者10人以上で組織するスポーツ団体その他適正と認められる団体であつて代表者として成人が含まれ、かつ、あらかじめ様式第1号の夜間照明施設使用団体登録申請書を提出し、教育委員会に登録された団体（以下「登録団体」という。）とする。

- 2 白岡市学校体育施設開放に関する規程（昭和56年白岡市教育委員会告示第1号）第7条に規定する登録団体については、前項の登録団体とみなす。
- 3 前2項の規定による登録団体には、様式第2号の夜間照明施設使用団体登録書を交付するものとする。

(管理指導員)

第7条 登録団体は、夜間照明施設の適切な管理を図るため、管理指導員を置かなければならない。

2 管理指導員については、別に定める。

(使用の手続き等)

第8条 夜間照明施設を使用しようとする登録団体は、使用しようとする日の属する月の前月の1日から使用当日までの間（以下「申請期間」という。）に、様式第3号の夜間照明施設使用許可申請書を教育委員会に提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、申請期間を変更することができる。

2 前項の許可は、様式第4号の夜間照明施設使用許可書を交付して行うものとする。

3 第1項の許可は、当該許可に係る使用が次の各号の一に該当するときは、これをしないものとする。

(1) 学校教育上支障があると認められるとき。

(2) 政治的活動、宗教的活動及び営利を目的とするものと認められるとき。

(3) 学校施設を破損するおそれがあると認められるとき。

(4) その他管理上支障があると認められるとき。

4 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、管理運営上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 前条第1項の許可を受けた団体（以下「使用団体」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用団体が次の各号の一に該当するときは、又は夜間照明施設の管理運営上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

2 教育委員会は、使用団体が前項各号の一に該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損害を受けることがあってもその責めを負わない。

(原状回復)

第11条 使用団体は、その使用を終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害の賠償)

第12条 使用団体は、自己の責めに帰すべき理由により、その使用中に夜間照明施設に損害を与えたときは、教育委員会の指示に従い、直ちにこれを修理

し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、事情により、その全部又は一部を免除することができる。

(実費弁償)

第13条 第8条第1項の規定により、夜間照明施設の使用の許可を受けた使用団体は、別表に定める実費を弁償しなければならない。

2 前項の実費は、夜間照明施設使用許可書の交付と引換えに納付しなければならない。

3 納付した実費は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 夜間照明施設の管理運営上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用団体の責めに帰することができない理由により、夜間照明施設を使用することができないとき。

4 前項の規定により、実費の還付を受けようとするものは、様式第5号の夜間照明施設実費還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、夜間照明施設の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年9月1日 教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年10月5日 教委規則第11号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の白岡市三峰山の家管理規則、白岡市立小・中学校校庭夜間照明施設管理規則、白岡市立大山民俗資料館管理規則で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成5年11月5日 教委規則第6号)

この規則は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月26日 教委規則第4号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の白岡市教育委員会規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成10年3月18日 教委規則第5条)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

施 設 の 区 分	実費弁償の額
白岡市立西小学校校庭夜間照明施設 白岡市立南小学校校庭夜間照明施設	1時間につき 1,000円